



月山 撮影者：津田浩克

残暑お見舞い申し上げます。

今年に入ってからこれまでに大きな自然災害が2つもありました。6月中旬の大阪北部地震と7月上旬の豪雨です。被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

自然災害は、その発生自体を避けることは出来ません。地震の予知技術は年々進歩してきているのだろうと思いますが、しかし、基本的に、自然災害は人智や人力ではいかんともし難いものです。

他方で、日頃から自然災害への準備をしているかどうか、また実際に自然災害が発生した時にどのように対応するかによって、結果が大きく変わってくると言えます。その意味で、人の力によって、ある程度、「結果」を変えることは出来るのだろうと思われれます。もちろん、自然災害の大きさによっては、いくら準備をしてもしきれないことや、人力ではどうしようもないこともあります。日頃からの心構えと準備をしているのとしてしないのとで、やはり結果は大きく異なってくるものと思います。自然災害の多い日本に住む私たちとしては、のど元過ぎれば熱さ忘れるということにはならないよう、常に、自然に対して謙虚な姿勢で生きていかなければなりませんね。

事前の準備と謙虚さが大事という意味では、法律の世界も同じだと思えます。契約書等は、起こり得るトラブルや紛争を予期した内容にすべきであり、そのためには、事前の検討が大変重要です。また、自身の経験や「業界の常識」などを過信して、法令や判例、さらには他の考え・意見を軽視した姿勢では、結局、自分が後で痛い目に遭うこととなります。

当事務所としても、これからも、法律家として日々研鑽を重ねていくという謙虚な姿勢を決して忘れることなく業務に励んで参りますので、今後とも引き続き、どうぞよろしくお願い致します。

弁護士法人 あすなろ

あすなろ法律事務所 弁護士 津田浩克 弁護士 池田直樹 弁護士 岩本 朗 弁護士 原 正和

弁護士 石飛優子 弁護士 室谷悠子 弁護士 齊藤優摩 弁護士 黒田祐史

弁護士 杉田峻介 弁護士 平林佳江子 弁護士 池田健人

弁護士法人 あすなろ 奄美支所

奄美あすなろ法律事務所 弁護士 和田知彦／事務局一同

第6回あすなろセミナーを開催しました

「民法大改正！契約実務はどう変わる？」

弁護士 室谷 悠子

昨年、民法の契約のルールである債権法が改正され、2020年4月から施行されます。今回の改正は120年ぶりの大改正と言われ、契約実務にかかわる重要な部分で契約ルールの変更が行われています。

顧問先のみなさまを対象に、7月5日に開催された第6回のあすなろセミナーでは、たくさんある民法の改正の中で、実務に影響する部分を取り上げ、契約書に書いておくべきことなど、事例に即してご紹介しました。

大雨の日にもかかわらず、たくさんのみなさまにご参加いただきました。参加いただけなかったみなさまにも内容を少しだけご紹介いたします。



2. 契約書作成の注意点は？

【売買契約書編】

平林佳江子弁護士

売買契約に関する民法の改正は、判例法理の明文化や、これまでの実務的な考え方を法文上に反映したものがほとんどで、その意味では実務上の変化は大きくありません。

改正のポイントの一つは、「契約の各場面で当事者の意思を重視している」ということです。たとえば、売買の目的物が契約内容から期待される性能や品質を欠いている場合は、従来は目的物の「瑕疵」として売主の責任が問題となっていました。改正民法では「瑕疵」から、「契約不適合」という言葉に置き換えられました。

目的物の性能や品質は、契約においてトラブルになることが多く、その場合、当事者の合意した目的物の性能や品質がどのようなものだったかということが問題となります。改正民法が当事者の意思を重視していますので、契約書においても、売買の対象となる目的物がどのようなものかわかるように具体的に記載していくことが、トラブルを回避する上で大切になります。

また、契約の解除において契約違反が軽微かどうかや、片方当事者の契約違反に基づいて損害賠償請求をする場合の違反者の落ち度の判断等においても、当事者の意思がどのようなものだったのか、どのような合意をしていたのかがより重視されるようになるため、合意の中の重要な点についてはきちんと契約書に書き込んでおくなど、同様の注意が必要です。

【賃貸借契約書編】

黒田祐史弁護士

賃貸借契約についても、改正された条文は多数ありますが、これまでの判例や実務ルールを明文化したものが多く、契約書のチェックポイントが大きく変わるわけではありません。

しかし、賃貸借契約に含まれることが多い連帯保証人の部分で、個人の連帯保証人を保護する規制が導入されています。たとえば、個人の連帯保証人が責任を負う限度額(極度額)を書面で定めておかなければならない、「事業のために負担する債務」を個人が連帯保証する場合に連帯保証を委託する借主(主債務者)は、財産状況や主債務以外の債務の額、担保の有無等の説明義務を負うなどの、押さえておくべき重要なルール変更があります。

また、賃貸物件の修繕について、賃貸人に修繕義務があることを基本としつつ、賃借人が修繕の必要なことを賃貸人に通知しても相当期間内に賃貸人が修繕しない場合や、急迫の必要がある場合は賃借人が修繕することができる規定が設けられ、これまで明文ではなかった原状回復や敷金についてのルールが明文化されています。もちろん、改正民法のルールと異なる合意を当事者間ですることは可能ですが、事業者でない個人との契約の場合、消費者契約法で無効とされる場合があります。

契約書作成の場合は、個々の事案に合わせて、できるだけ具体的に内容を規定していくことがトラブル回避のためには重要です。



奄美あすなろだより

弁護士 和田 知彦

世界遺産登録の延期と奄美の未来

先日、奄美群島の世界自然遺産登録が延期されるというニュースが流れました。これを受け、政府は、奄美と沖縄の世界自然遺産登録に向けた推薦を一旦取り下げて、2020年の世界遺産登録を目指すこととなりました。

奄美で生活をしていて様々な方の意見を聞くと、受け止め方は様々なようですが、世界遺産登録に向けたこれまでの流れを見ると、私には、どうも今回の世界遺産登録に向けた動きは早急に過ぎたのではないかと感じています。

奄美に遺された自然を世界遺産として登録しようとするのであれば、その意義は、手付かずのかけがえのない自然を後世に遺すことにあるのではないのでしょうか。たしかに、観光地として有名になった原生林区域への立ち入りの制限やアマミノクロウサギが現れる地域の道路の通行の制限などの取り組みもされるようになりました。しかし、これまで世界遺産登録を見据えて進められていた議論や活動の多くは、観光客の増加を見込んだ経済活動に関するものが目立ち、リゾートホテルの建設、大型クルーズ船の誘致やそれに伴う大規模な港の建設計画、人工の



第2弾 民法改正セミナーも準備中

民法大改正の範囲は、多岐にわたっており、1度ではお伝えしきれませんでしたので、第2弾も準備をしています。今回ご参加されたみなさまも、参加できなかったみなさまもぜひ、ご参加ください。

民法改正の中には、契約実務に影響がある重要な改正も含まれていますので、この機会に普段使っている定型契約書のチェックを試みようということであれば、お気軽にご相談ください。



公園やビーチを含む観光施設の整備などの開発計画だったように思います。ここ数年の奄美の開発や現在持ち上がっている開発計画の内容を見ると、世界遺産登録がされたとして、10年後、20年後も珊瑚の群生や自然の砂浜や豊かな森が今の状態で遺されているのか私には疑問です。

今の世界遺産登録を見込んだ開発の状況を見ると、私はむしろこれから必要なのは自然保護のための活動なのではないかと感じています。奄美で自然保護活動が必要となるきっかけの一つが世界自然遺産登録に伴う開発になるとすれば、果たして世界遺産に登録する意義があったといえるのでしょうか。

世界遺産に登録されたとしても、それだけでは自然を守ることではできません。奄美にまだ遺されている手付かずの自然を後世に遺すことができるのかどうか、これは奄美で生活をしている一人一人の選択と行動にかかっているのではないかと思います。



弁護士
津田 浩克

山が呼んでいる

今年に入って、4月は天城山系の万二郎岳(1,299m)と万三郎岳(1,406m)に、6月は月山(1,984m)に登りました。月山では、多くのスキーヤーの賑わいを背にして、頂に向けて広がる雪渓をアイゼン履いて、雪を踏み締め、踏み締め登りました。山頂付近から望む景色は、山の深い緑と雪渓の雪色、そして高山植物の鮮やかな黄色の三色に彩られた素晴らしいものでした。

夏から秋にかけて、出張ついでに、白山、雄阿寒岳、日光男体山と山行の予定を立てています。この夏も、山行で運動不足を補いつつ、体調を維持し、仕事に精進します。

ご愛ください。



弁護士
石飛 優子

節目の年

弁護士登録をしてから10年が経ちました(私は業務中断期間があるため、丸10年働いたわけではありません)。先日は熱海で、10周年の記念式典やイベントがありました。年齢的にも、今年で40歳になり、何となく節目の年だなあと感じます。

まだ弁護士になる前は、10年も経てば、仕事について知らないことは少なく、ある程度貫禄も出るのだろうと想像していましたが、実際には全く違いました。わからないことも多く、新しい案件に出会うことや悩むこともしばしば。

また、20代の頃は、40歳といえばもう立派な大人とって思いましたが、これもまた想像と違う姿の自分がいます。いつになったら思い描いていた自分になれるのか、いや、いつまで経っても無理なのかもしれない、でも、好きな家族と仲間と囲まれて生活できているから上出来か、そんなことを思う、節目の年です。

測量野帳

弁護士の仕事というのは、スタイルにもよりますが、裁判所はもちろん、交渉、依頼者の方々の会社での打ち合わせ、現場での調査と、実は外出や移動の多いアクティブな仕事です。そのためノートパソコンは工作上必須の道具ですが、やはり人と話をしながらメモをとったり、電車で移動中に案件について思いついたことを書きとめて整理したりということには、手書きのノートが重要なアイテムになります。私は数年間、自分の弁護士業務に合ったノートを探し求め、これまで何種類ものノートを使ってきましたが、最終的に行きついたのがココヨの「測量野帳」です。

「測量野帳」は、測量現場、建設現場などで使用するために開発されたノートで、1959年発売のロングセラーです。サイズは165×95mmとコンパクトで、複数のタイプがありますが、私は方眼の「SKETCH BOOK」というシリーズを使っています。このノートの素晴らしいところは、書き味はともかく、システム手帳に挟み込めるコンパクトさ、フラットに開くので左右のページともに書きやすい、さらには表紙が硬いので立っていても左手で持ってメモできるといった点にあります。ちなみに、絵のスケッチに使う人や、他にもいろいろ自分なりにアレンジして使う人も多いそうで、測量野帳の熱心なファ

ンは「ヤチヨラー」と呼ばれているそうです。最近、デジタルの時代にこそアナログのアイテムが思考の整理に役立つと思うことも多くなりました。「測量野帳」はとても魅力的なノートですので、今後も長く使っていきたいと思います。



弁護士
杉田 峻介



弁護士
池田 直樹

1農9Law

オナーさんのご厚意で茅葺の古民家を法人でお借りした。薪で炊いた能勢米を囲炉裏を囲んで食べる。五右衛門風呂を沸かすのに1時間かける。地元の八木さんの手ほどきで畑作業の真似事を始めた。塩見直紀氏「半農半xという生き方」には遠く及ばない。が、目標は還暦時の「1農(能勢)・9ロー(事務所と大学)」。都市住民と農村との交流を通じて持続可能性にチャレンジしたい。AI化が進むほど、土・水・風・光との身体感覚が生きる力に直結するはずだ。「これからの弁護士は農力だ!」と力説して振り返ると、皆忙しくて能勢どころではない。ノーワンでも9ローしつつ種からじっくり育てる忍耐力こそ1農9Lawへの堆肥なのだろう。

超高齢社会の存在感

残暑お見舞い申し上げます。



弁護士
室谷 悠子

超高齢社会の存在感

団塊の世代を親に持つからか、高齢化が進んでいることを生活の端々で感じます。日本が、今後、直面するのは、人類史上未曾有の超高齢社会ということです。今の60代70代が支えるものの多くが引き継がれず失われてしまうのではないかと、一番苦しい時期を支える子どもたちの世代への負担はいかほどか、自分たちを育て、支えてきてくれた親世代の幸福を自分たち

は支えきれぬのか…考えていくと不安は尽きません。とはいえ、もはや避けられない近い将来へ向けて、社会も自分も準備や選択をしなければ仕方ありません。厳しい環境の中でも、幸せに生きていくために本当に大事なものは何かと考える、その確保やつなぎとめを少しずつ進めることに決めました。

最近、デジタルの時代にこそアナログのアイテムが思考の整理に役立つと思うことも多くなりました。「測量野帳」はとても魅力的なノートですので、今後も長く使っていきたいと思います。



弁護士
和田 知彦

児童虐待対策の連携のために

今年度から、奄美市の要保護児童対策地域協議会の委員に選任されました。これは児童福祉法に基づいて設置される機関で、保護が必要とされる児童の支援について連携を図るための関係者の協議会です。児童虐待は、親からの身体的虐待だけでなくネグレクトや心理的虐待など含め様々ですが、いずれも子どもの心身の成長に大きな影響を与えます。私も、少年事件や離婚などで子どもの問題に関わってきましたが、弁護士だけでできることの限界を感じることも多くありました。子どもと親の関係に立ち入ることについては非常に難しい問題がつかまといいますが、関係機関が相互に連携をして対応できるような体制を構築できないか模索していきたいと考えています。



弁護士
岩本 朗

倭の五王とは誰か

河内春人著の「倭の五王」(中公新書)を読みました。古代史の空白の5世紀。宋書に出てくる倭の五王は教科書にも載っています。受験で暗記必須の讚、珍、済、興、武ですが、これがどの天皇のことなのか、未だにはっきりしません。武が雄略天皇、すなわちタケルであることくらいは確かだと思っていたのですが、その当時、「武」を音読みで「タケ」を読んでいたかどうかすら実はわからないことを教えられました。また、高句麗、百濟、新羅の歴史と並行して読まなければ、日本の古代史は全く理解できないことを今回も痛感しました。自宅の近所にいわゆる仁徳陵がありますが、世界遺産推薦を求めるよりもまず、正しい被葬者の特定から始めてほしいところです。

最新のIMAX

最新のIMAX

気が向いたときに、映画館で映画を見に行きます。近時、映画館の高性能化が非常に進んでおり、映像も綺麗だし、音も大迫力です。そんな映画館の中で、「IMAX」は段違いです。この「IMAX」とは、カナダのIMAX社が開発したもので、動画フィルムの規格・映写システムのことを指すようです。最近では、映画館でこの「IMAX」を採用している場所がすごく増えてきました。しかし、この「IMAX」には、従来のものと最新のものの2種類があり、実は、最新の「IMAX」が見られるのは、日本では大阪のエキスポシティだけなのです。

私も、わざわざエキスポシティまで行って、この最新の「IMAX」で映画を見ましたが、スクリーンの大きさや音響の迫力等に驚かされ、他の映画館で映画を見る気がなくなるほどでした。少し値段が高いのだけが難点ですが、せっかく大阪だけにありますので、皆様も1度は行ってみたいかがでしょうか。

Welcome to Japan

Welcome to Japan

関空を利用して関西のあちこちへ観光に訪れる訪日外国人の数が年々増加しています。

通勤に空港線を利用している私は、毎日、一人で複数のスーツケースを持った外国人をよく見かけるので、訪日外国人がどれほど多いかをひしひしと感じています。大人も子どもも、「外国」に来たわくわく感いっぱいの様子。大阪でショッピングを楽しむの、京都でお寺や神社の観光などを楽しむの、奈良(私のホームタウン)も落ち着いた雰囲気でもとても良いところですよ、と心の中で思っています。ぜひ、日本で楽しい思い出をたくさん作って、安全な旅行を楽しんでほしいと思います。



弁護士
平林 佳江子



弁護士
原 正和

キントレ?

昨年夏に受けた人間ドックで、上半身(腕)の筋力が同年代の平均以下というショッキングな結果が出たため、今年の1月から、一念発起して、駅前のフィットネスクラブに週に1回ほど通っています。フィットネスクラブでは、専ら筋トレを行っており、大学時代の筋力にはもちろん遠く及ばないものの、少しずつ筋肉がついて(戻って)きました。ところで、先日、幼稚園児の三女が、父の日のための作品作りをしているとき、担任の先生から、「おとうさんのおしごとはなに?」と聞かれたそうなのですが、その質問に対する三女の答えは、なんと「キントレ」だったとのこと。確かに、家では、ベンゴシの話よりはキントレの話の方が多くな。。。

デスク付き本棚

デスク付き本棚

先日、念願だったデスク付き本棚を購入しました。本棚は幅が250cm、高さが220cmあり、かなりのスペースがあるので大変気に入っています。持っている書籍や書類を並べたところ、半分くらいのスペースが余ったので、そのスペースにどんなものを並べるかを考えるのが最近の楽しみです。

実は、観葉植物を本棚に並べようと考えていたのですが、観葉植物には虫が寄ってくるという理由で妻に反対されました。そこで、現在は、蓋付きの容器でコケリウムを始めようと画策中です。



弁護士
黒田 祐史

弁護士という「商人」

かつて「弁護士」という職業が「商人」という文脈で語られることは多くなく、むしろ弁護士が営業して利益を追求することは、弁護士の品位を下げるものだと考える人もいました。

かかる考え方には、仕事が勝手に舞い込んでくるという殿様商売がまかり通っていた時代背景が大きく影響していたのかもしれませんが、確かに、弁護士は「社会正義の実現」の担い手である以上、それを踏み躪ってまで自己の利益を追求することは許されませんが、両者は多くの局面で一致するものであると考えています。

すなわち、クライアントと長期にわたる良好な関係を築くためには、事件処理の質、スピード、対価設定等の場面でクライアントの満足を最大化する必要があり、その反射的效果として社会正義も自ずと実現されるといえるからです。

このように、「弁護士」という職業を「商人」という文脈で再構成する時代が来ているのかも知れません。



弁護士
池田 健人

入所ごあいさつ



弁護士 黒田 祐史

初めまして。今年の1月からあすなる法律事務所に新しく加入した黒田祐史と申します。

平成24年から約5年間、弁護士法人英知法律事務所にて執務し、同事務所では主に企業法務、保険法務に携わっておりました。同事務所で経験を重ねていく中で、新しい環境で更なるチャレンジをし、弁護士としての幅を広げたいという気持ちが強くなり、あすなる法律事務所に移籍させていただきました。以下では、簡単ではありますが、自己紹介させていただきます。

私は、神戸で生まれ育ち、大学時代は京都で過ごし、法科大学院(ロースクール)時代に再び神戸に帰ってきました。司法修習地は大阪でしたので、人生のほとんどを関西で過ごしています。

中学高校はバスケットボール部、大学はラクロス部に所属しておりました。

ラクロス部では、2回生と4回生のときに関西学生リーグで優勝し、全国大会でベスト4になりました。練習は午前7時から、土日もほとんど試合や練習ということもあり、当時は辞めたいと思うことも多々

ありましたが、今になって思い返すと大変貴重な時間だったなと思います。

段々無茶ができない年齢になりつつありますが、体を動かすことは基本的に好きなので、現在も週1回ジムで運動し、時々ゴルフのラウンドに行っています。

ゴルフの腕はまだ未熟で、ベストスコアは人間の煩惱の数(108)を上回っています。ただ上手くなりたいという気持ちだけは強いので、これから精

運動以外の好きなことは、映画鑑賞や読書、NBA(アメリカプロバスケットボールリーグ)の試合を動画で観戦することです。2年ほど前には、NBAの大好きな選手が引退するというで居てもたってもいられなくなり、ロサンゼルスまで試合を観戦しに行きました。

簡単ではございましたが、自己紹介は以上とさせていただきます。

あすなる法律事務所に移籍して、半年が経ちました。毎日、居心地がいい中で仕事をさせていただいておりますし、また、前事務所では経験できなかった案件にも携り研鑽を積むことができいております。このような中で仕事をさせていただいていることに、大変感謝しております。

これからも、この感謝の気持ちを忘れず、あすなる法律事務所の一員として、少しでも皆様のお役に立てるよう、精一杯努力していきたいと思っておりますので、今後とも宜しくお願い申し上げます。



日本環境法律家連盟

「みどりの遺言」プロジェクト

6月のWWFジャパン、日本野鳥の会、日本自然保護協会、気候ネットワーク、アジア協会アジア友の会、地球生物会議との共催セミナーには40名以上の市民の参加がありました。遺言を通じて環境に貢

献するプロジェクトです。夫が先立った場合、夫の財産を妻がまず相続し妻死亡時の残余財産の一部を寄付したいなど、思いを実現する方法を共に考えます。「みどりの遺言」で検索を!

夏季休暇のお知らせ

誠に勝手ながら、弊所では、右記の期間を夏季休暇とさせていただきます。ご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

大阪事務所：8月13日(月)～8月15日(水)

奄美支所：8月23日(木)～8月24日(金)